

平成 2 4 年度 福岡県主任介護支援専門員研修 実施要領

1 研修の目的

ケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するための知識と技術を修得した主任介護支援専門員を養成し、介護保険及びその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携や、他の介護支援専門員に対する指導・助言などの活動を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図ることを目的とする。

2 受講対象者

平成 2 4 年 5 月 1 日現在、福岡県内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等(注)で業務に従事している専任(常勤専従)または常勤の介護支援専門員であり、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、さらに次の要件を満たす者。

「平成 2 4 年度福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準」(別紙 2 - 1 又は別紙 2 - 2)の受講基準に該当すると各保険者が認め、推薦する者

(注) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のほか、介護支援専門員が必置となっている介護保険施設などの施設、居宅・地域密着型サービス事業所を含む

3 募集定員

3 0 0 名程度

受講区分等により受講決定の優先順位を以下のとおりとする。
(受講区分については、「別紙 1 - 2」を参照。)

【対象者の優先順位】

1. 受講区分Ⅰ
2. 受講区分Ⅱ
3. 受講区分Ⅲ

4 研修日程等

日程一覧、プログラム(別紙 3)のとおり(計 1 1 日間)

5 研修実施機関

社団法人福岡県介護支援専門員協会(福岡県からの委託を受け実施)

6 申込方法、提出書類及び期限

各保険者は、管内地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に所属する上記 2 の受講対象者を選定し、別紙 4 の受講申込書に別紙 5 の受講総括表を添付のうえ、平成 2 4 年 5 月 1 日(火)まで(必着)に、推薦するものとする。

(ファックス可。後日、原本を必ず郵送し、別紙 5 受講総括表については必ずデータをメール送信すること。)

7 受講料

2 5, 0 0 0 円

8 テキスト

研修当日に配布する資料により行う。
(詳しくは、受講決定通知で確認すること)

9 受講決定

- (1) 県は、提出された受講申込書を、別紙2-1又は別紙2-2の受講基準に照らして受講者を決定し、平成24年5月下旬を目処に各保険者に通知するものとする。
- (2) 受講決定者に対しては、6月上旬を目処に研修実施機関から受講案内を送付するものとする。

10 研修の修了等

- (1) 研修の全課程を修了した者に「福岡県主任介護支援専門員研修修了証」を交付する。
- (2) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員が修了した「研修修了証」の効力は、原則として、当該地域包括支援センターの主任介護支援専門員としての就労期間中に限られるものとする。
ただし、当該研修修了者が別紙2-2に定める受講基準を満たし、かつ、当該主任介護支援専門員を推薦した保険者が適当と認める場合には、地域包括支援センターを離職後も引き続き、「研修修了証」は効力を有するものとする。
- (3) 「他の介護支援専門員に対する指導・助言などの活動」を担う人材養成という本研修の目的を踏まえ、研修修了者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿を作成する。

11 研修受講上の注意等

- (1) 本研修は、定められた課程を全て履修する必要があるもので、病気等、やむを得ない特別の事情で一部課目を修了できなかった場合は、原則として次年度の主任研修で、当該課目を履修した場合に「研修修了証」を交付するものとする。
- (2) 遅刻・早退があったときにも当該課程は履修できなかったものとみなし、上記(1)と同様の取り扱いとする。
- (3) 虚偽の申告をする等、不正の手段で「福岡県主任介護支援専門員研修」を受講した者は、当該事実が判明した時点で研修受講を中断させ、又は、交付した「研修修了証」を没収するとともに、当該不正の事実を記録に登載するものとする。この場合、受講料は、返納しないものとする。
- (4) 介護保険法第69条の34から同法第69条の39の各項に規定する介護支援専門員の義務に違反したと認められる者については、交付した「研修修了証」を没収するほか上記(3)と同様の取り扱いとする。

12 個人情報の取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営及び修了者名簿作成以外の目的には使用しない。